

[事案 24-47] 配当金資料開示請求

・平成 24 年 7 月 18 日 不受理決定

<事案の概要>

昭和 56 年に契約した養老保険について、①予定利率が 5%であること、②「利回りが予定利率以下の時は剰余金があっても配当を払わない」という配当ルールを示した契約当時の資料の保険会社からの提示を求めて、申立てがあったもの。

<不受理の理由>

当裁定審査会は、保険契約者等の保険契約上の具体的な権利が侵害された場合にこれを救済するための裁判外紛争解決機関であり、保険会社に資料の提示を命じる機関ではない。

また、資料の提示の可否は、保険会社の経営方針に関わることでもあり、保険会社の裁量に委ねられるところである。

従って、本件申立ては、審理に入るまでもなく、理由がないことが明らかであり、「申立ての内容が、その性質上裁定を行うに適當でないと認められるとき」に該当するので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条第 1 項 第 9 号に基づき、申立てを不受理とした。